

社会福祉法人 武仁会  
特別養護老人ホーム百里サンハウス

## 事故発生防止のための指針

この指針は、ご利用者が安全に安心して日常生活が送れるように、介護事故防止の体制・基本事項、事故発生時の対応及び留意事項を定めたものである。

## 1. 介護事故防止に関する基本的な考え方

百里サンハウスでのご利用者の安全を保障し、安心して日常生活を送れるように利用者の処遇・業務にあたり介護事故を防止するように努めるものとする。そのために体制の整備を行うとともに、職員は常に「危機意識」を持ち、利用者優先を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むものとする。

## 2. 介護事故防止の体制

### (1) 事故防止委員会の設置

#### ① 委員会設置の目的

事故の原因究明・再発防止に関する対策を協議するなどの取り組みを通して、リスクマネジメントの意識を常に持ち、事故防止に対する意識を高めることで施設内の事故発生の低減を図ることを目的とする。また、万が一事故が発生した場合には迅速で適切な対応ができるようにすることを目的とする。事故報告書・ヒヤリハットの集計・分析を行い、事故の傾向と対策を検討する。事故等の内容・改善策について周知徹底し施設全体の事故防止の意識の向上と事故予防につなげる。

#### ② 委員会の構成

施設長	生活相談員	介護支援専門員
看護職員	管理栄養士	介護職員
安全対策担当者(研修終了者)		

### (2) 事故報告の方法

事故の状況を把握するため、発生した介護事故（事故報告書）、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（ヒヤリハット報告書）に関して、事故状況等が詳細に分かるように、時系列に沿って報告書に記載する。なお報告にあたっては、報告内容（その時の状況・理由・原因・改善策・家族等への説明内容）等を当事者又は関係職員で十分検討する。報告は報告職員の責任を問うものではなく、介護事故の再発防止につなげるための、重要な情報として活用する。

### (3)事故予防のための心構え

介護行為については常に注意を払い、確認をしながら行い事故防止に努める。リスクの考えられる事案については複数の職員で対応について検討し、その内容を周知する。

新規利用者については情報から事故の予測を行い、事故の可能性を考えて対応に当たる。必ず新規の利用者については職員全体が情報の確認をするように事故防止の意識をもって業務に取り組むようにする。

## 3. 介護事故発生時の対応

### (1)当該利用者への対応【応急処置】

事故が起きた場合、まず利用者に対して可能な限りの応急処置を行う。施設での対応が難しい場合、嘱託医等へ連絡し、必要な指示を得る。

### (2)事故の状況把握・報告【事故報告書・ヒヤリハット報告書】

介護事故が発生した場合、事故報告書(ヒヤリハット報告書)を作成し、すみやかに施設長に報告し、今後の対応等について検討し、実施する。

### (3)利用者及び家族への説明

事故発生後、できるだけすみやかにご利用者や家族に誠意を持って説明し、家族への申し出についても誠実に対応する。しかし、施設側の過失の有無、ご利用者への影響などは発生時には不明確なことが多いので、事故発生の状況下における説明は慎重かつ誠実に行うようにする。

### (4)関係機関・行政機関への報告

重大な介護事故や利用者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、すみやかに県、保険者へ報告する。県・保険者への報告の際には指定の様式を使用し報告する。ショートステイ利用者においては担当ケアマネージャーへの報告も行う。

### (5)損害賠償

事故の状況により、賠償等の必要性が発生した場合は、施設加入の損害賠償保険で対応する。

附則

この指針は、令和 3年 10月 1日より施行する。